

平成 25 年 4 月 5 日

## 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置の継続

経済産業省は、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に基づき、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止等の措置を継続することとしました。

本措置は、これまで 1 年毎に継続のために延長してきたところですが、北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘案し、北朝鮮がこれ以上の挑発行為を控え、諸懸案の解決に向けた前向きで具体的な行動をとるよう強く求めるため、上記閣議決定において、「2 年間」延長することとされています。

具体的な内容は、以下のとおりです。

### 1. 措置の内容

- (1) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止します（関係条文：外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 48 条第 3 項）。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止します（関係条文：外為法第 52 条）。
- (3) これらの措置に万全を期すため、次の取引等を禁止します。
  - ① 北朝鮮と第三国との間の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）（関係条文：外為法第 25 条第 6 項）
  - ② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払（関係条文：外為法第 16 条第 5 項）
- (4) 人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとします。

### 2. 措置の期間

上記の措置は、平成 25 年 4 月 14 日から平成 27 年 4 月 13 日までの間、実施します。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 吉田 泰彦

担当者： 矢野、神戸

電話：03-3501-1511（内線 3241）